

い みず 射水市 農業委員会だより

第 3 号

平成20年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

電話 82-1961



農政改革と農地制度の見直しに思う

射水市農業委員会

会長 門田博信

平成19年8月24日に開催された、農地政策に関する有識者会議において、国が示した農地政策の見直し案には、農地の所有と利用の分離や、権利移動の規制緩和などの方向が盛り込まれているが、農業・農村の現場では、「秩序ある農地の利用、管理を行うのに支障をきたすのではないか。」と心配されている。

更に、平成19年11月6日には、有識者会議などの議論を踏まえて、「農地政策の展開方向について・農地に関する改革案と工程表」を公表した。この改革案の中でも、農地の賃貸借に関する規制緩和など、現農地制度の根幹に関わることも多く含まれている。これに対しても、農業・農村の現場からは、「企業参入のための規制緩和としか思えない。」「耕作目的でない農地の買い占めや農地の貸し借りを巡る農業者と企業との競合に不安と懸念を感じる。」との声があがっている。

農地制度は、農地の確保と効率利用を図るとともに、農業・農村の在り方と深く関わっている制度である。見直しにあたっての検討課題としては、

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ① 農地に関する基本的な理念の明確化 | ② 育成すべき農業の担い手像と農地政策の整合性の確保 |
| ③ 農地の権利移動規制の堅持 | ④ 遊休農地解消対策の推進 |
| ⑤ 担い手への農地の面的集積の促進 | ⑥ 農地情報の共有と効率的利用 |
| ⑦ 農地転用・農振制度の厳格化 | ⑧ 標準小作料（賃借料）制度の存続 |
| ⑨ 農地の管理・有効利用のための体制整備と支援措置の強化 | |

などが考えられる。

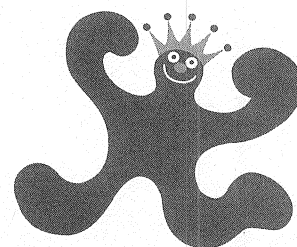
今後、平成20年度中ないし、遅くとも平成21年度から、新たな仕組みとしてスタートが切れるよう、農業・農村の現場の実態に合った現実的な、法制上の措置を講じていただくよう、要望するものである。

**本年は
農業委員の改選期
に当たります**

選挙によって選ばれた農業委員の任期は3年間です。
現在の委員は平成20年12月17日で任期満了となります。

**射水市
ブランドマークが
決まりました！**

イミズシティ



IMIZU CITY

『3集落営農組合と共同育苗・乾燥調製施設が一体となった大型農事組合法人が設立』

「できることは今やる！ 次の世代にしっかりと

1. 串田営農組合の設立と経緯

昭和59年の水田利用再編対策推進事業を契機に転作の集団化を実施した。当初、個人管理であったが、自治会生産部を中心に実施したところ、作業効率がよく、集落営農組合を設立しようという気運が高まった。

その後、昭和62年12月、高生産性水田農業確立農業構造改善モデル事業の導入により施設を建設し、昭和63年8月に水稻・大豆の育苗・乾燥調製を目的とした「串田営農組合」が設立された(右図①参照)。

受益エリアは、本村・西村・小泉の3集落(水田面積 約110ha 組合員129名)である。後に3集落それぞれに育苗と乾燥調製を除く協業タイプの集落営農組合が設立され(右図②参照)、低コスト・省力化が進められた。

① 串田営農組合の作業内容

	播種枚数及び荷受量
育 苗	12,093 枚
大 麦	106,517 kg
大 豆	14,635 kg
米	507,994 kg

② 串田営農組合傘下の3集落営農組合設立と経営面積

	設立年度	農地
本村集落営農組合	平成10年	63.0 ha
小泉営農組合	平成9年	28.5 ha
西村営農組合	平成17年	16.0 ha

2. 県内最大区画の圃場整備事業を実施(平成17年～)

本村・西村・牧田の一部では、昭和36～38年の圃場整備事業により、そのほとんどは10a区画に整備されていたが、平成14年頃、社会変化に対応できる農業を目指し、より低コスト・省力化を図るため、圃場の更なる大区画が必要となってきた。まず、本村集落が「農業の将来を考えよう」と、圃場整備検討会を立ち上げた。

その後、県農地林務事務所や大門町土地改良区等の指導を受け、本村農業活性化推進委員会、そして串田圃場整備委員会と発展していった。最終的には西村・牧田の一部も参画することとなり、平成16年12月、全体委員会で全144戸の同意を得、さらに事業実施後の円滑化を図る為、施工委員会が設置された。

その結果、県営体育成基盤整備事業『串田地区』(本村・西村・牧田の一部)が採択された。事業年度は平成17～22年で、総事業費12.39億円、受益面積81.1ha(区画は主に1ha以上、1区画最大2.5ha)である。現在、工事着工2年目であり、工区の約65%が完了し、仮使用している。

なお、圃場筆数は、右記の表1のように整備前の10%の72枚となり、10a当り労働時間は、大型機械の使用により、表2のように、それぞれ、大幅に短縮されることとなった。

表1 圃場整備前の筆数

区 画	圃場整備前	圃場整備後(大区画)	
		2ha以上	6 枚
1枚の基本/10a 大小あり		1.5～2ha	10 枚
		1～1.5ha	56 枚
		72 枚	
圃場数	720 枚	他に無改良 (主に畑地)	31枚 4.3%

表2 大幅な省力化(各作業の10a当り出役人数と労働時間(分))

	圃場整備前(区画 10a)		圃場整備後(区画 230a)	
荒耕し 90 PS	55 分		15 分	
田 植 機 8条/台	オペレーター	1名	オペレーター	1名
	補 助	4名	補 助	1.5名
	45分		14分	
コンバイン 6条/台	オペレーター	1名	オペレーター	1名
	補助・運搬	3名	補 助	1.5名
	45分		15分	

農事組合法人 串田営農組合

した農業生産基盤を引き継ごう」をスローガンに

3. 農事組合法人串田営農組合の設立

(1) 法人化の契機

串田営農組合は、平成16年4月に特定農業団体へ移行した。その後、大型機械の導入による経営構造対策事業と圃場整備事業が採択されるための絶対条件である法人化に向け、平成18年7月に3集落の将来を考えたリーダー15名が法人化検討委員会を設け、高岡農業普及指導センターの助言を受け、検討を重ねた。



(2) 臨時総会で設立と発足に伴う役員承認

平成18年11月22日、臨時総会が開催され、本村集落営農組合長を会長に、設立準備委員会が設置された。先進地研修会の実施など勉強を重ね、定款や規約、組織図の案を作成した。その後、各集落ごとに説明会を開催し、質疑応答や意見の集約を行った。それを受け、再検討した案を、平成19年10月全体説明会で説明したところ、案件は参加者全員に承認された。なお承認後、委員会は、発起人として法人設立までを担当した。

(3) 設立総会 —— 関係機関の祝辞を賜り、地元の気運高揚 ——

平成20年2月17日、設立総会が開催され、代表理事の「経営感覚を持ち、組合員一同努力しよう！」の掛け声に対し、全員でバックアップ体制をとることを確認し、法人としてのスタートを切った。

これまで設立に向け、組合員の理解と賛同を得るために、幾度も戸別訪問してやっと納得していただいたことや、地区外の農作業委託者の方々には、休日や夜間の訪問になったことなど、莫大なエネルギーが必要であった。加えて、お忙しい中、早朝の圃場整備の現場立会いや利用権設定申出書の膨大な資料のチェック作業等の実施、組合員からの辛口の発言などもあり、全てがスムーズに進んだ訳では無かった。

しかしながら、それぞれに誠意を持って対応したことで、現在に至ったものと考えている。

4. 今後の方向

法人が設立して直ぐに、「農用地利用権設定」、「移転申出書」、「賃借権の解約」及び、「農業者年金受給者の農地移譲」について、合意解約等承諾書の作成、登記簿の要約書との確認、資料の取り寄せ・作成等々、組合員のご理解はもちろん、大門町土地改良区、射水市農業水産課、農業委員会事務局、発起人の方々の総力と多大なご協力を受けて、「利用権設定総数 1,228筆」の膨大な集積が完了した。

今後は、先駆者のお陰様と感謝しながら、今、そして次の世代がこの農地を守り、安心安全で美味しい米作り、野菜作りを実践し、消費者の方々に喜んでもらえるように、技術の伝承を図り、また、より住み良い村づくりを目指して、農家・非農家を含め各層の人々との連携を高め、地域の活性化に尽力していきたい。

これからの農業を創造します

農事組合法人 **ファーム大島**

私たちの目指す農業

『楽しむ農業』 『常に挑戦する農業』 『喜んでもらえる農業』

そして皆さんに感謝

《ファーム大島って、な~に?》

(農)ファーム大島は、大島地区の赤井、小林、鳥取、八塚の4集落、100戸の農家で組織された農事組合法人です。

平成16年2月8日に設立され、経営規模は約70ha。主たる栽培作物は水稻で、直播栽培を行うなど、労働力の軽減と低コスト化に取り組んでいます。

併せて、大麦、大豆、ブロッコリー、秋大根、ハウスネギ、キャベツ、チューリップ、とうもろこし、枝豆などを栽培し、また景観作物として、ひまわりを栽培し、農道法面移殖作物として、ヒメイワダレソウをポット栽培するなど、複合経営に力を入れています。



《農業法人として設立した理由は?》

理由として、最大の目的である、「担い手(特に若年層)の後継者を育成しながら、地域農業を継続する」ためには、法人化が必要であると考えたことが挙げられます。併せて、めまぐるしく変化する農業行政に対し、法人化し、民間企業的な思考を持つことで、私たち農業者自らが農業への展望を明らかにし、改革の趣旨・内容を高めることができると考えたからです。

《これからの活動は?》



平成19年度事業において、農産物集荷施設(393.66㎡)と事務所棟(121.89㎡)を建設しました。

設立当初より複合経営を行ってきましたが、更なる多角経営を行い、消費者が求める安全で安心な農産物の生産のため、ここを拠点として、事業の集中管理や新しい農業を創造して行きたいと考えています。

また、農産物を生産するだけではなく、農業を通じた食育事業や、障害者団体との交流事業、そして地域における景観美観事業などに取り組んでおり、これからも継続していきます。

私たちは、地域農業の活性化が第一と考えており、ただ単に、自らの利益を求め、高額配当することが本意ではありません。色々な事業を通して、地域に貢献していくことが、農業法人の目的であると考えています。

現在取り組んでいる事業は、まだ活性化の初歩段階ではありますが、地域の方々と農業を一緒に考え、地域共有しながら実行していくことが役目であるとも言えます。

これからも一歩ずつ、楽しみながら、新たな農業に挑戦し、地域全体に喜んでもらえるような農業を創造したいと思っています。

射水市農業委員会委員名簿

農地などの相談は農業委員に!

会長 門田博信

会長職務代理者 舟木康真

〈新湊地区〉



安部忠允
(片口久々江)

〔片口
堀岡〕



佐伯洋作
(津幡江)

〔作道
(津幡江・
今井・沖)〕



奥野愉喜雄
(作道)

〔作道
(作道・野村・
久々湊)〕



島田秀雄
(七美)

〔七美
海老江〕



宮本一男
(沖塚原)

〔塚原
(国道8号線
南側)〕



柴田助治
(殿村)

〔作道
(殿村・鏡宮・
布目・高木)〕



舟木康真
(朴木)

〔新湊・塚原
(国道8号線
北側)〕



吉岡博幸
(本江)

〔本江〕

〈大島地区〉



宮腰清美
(中野)

〔大島
(中野・若杉・
北野・西園・
新町・常盤町)〕



竹内勇三
(今開発)

〔大島
(今開発・
本開発・
新開発)〕



源 春夫
(小林)

〔大島
(宮腰・竹内(勇)
委員担当地区
以外の地区)〕

〈下地区〉



小澤徳保
(加茂中部)

〔加茂〕



熊西忠治
(摺出寺)

〔摺出寺
八講〕



向井隆一
(白石)

〔白石
倉垣小杉〕



芝田 隆
(下村三箇)

〔下村三箇〕

〈大門地区〉



竹島孝一
(生源寺)

〔水戸田
(生源寺・市井・
若林・竹鼻・
開口・藤巻)〕



中村藤一
(土合)

〔浅井
(土合・堀内・
下条・土合
北部)〕



門田博信
(棚田)

〔二口〕



小谷宗昭
(大門本江)

〔二口〕



高橋美淑
(広上)

〔浅井
(広上・西広上・
上条・島)〕



沖 友則
(水戸田)

〔水戸田
(水戸田)〕



中野正幸
(串田新)

〔櫛田
(新田・松原・宮新
田・山ノ谷・大久
保・竹原・梅本・
荒町・円地)〕



前田 進
(串田)

〔櫛田
(本村・牧田・
西村・布目沢・
小泉)〕

〈小杉地区〉



横堀大輔
(上野)

〔橋下条・金山
(上野・平野)〕



浦野 勉
(黒河新)

〔黒河〕



京角義紀
(青井谷)

〔金山
(青井谷・宿屋・
野手・浄土寺)〕



松山宗則
(山本新)

〔池多〕



水元睦雄
(西高木)

〔大江〕



石黒勝三郎
(戸破)

〔戸破〕



木村勝美
(大江)

〔大江〕



竹内一夫
(三ヶ)

〔三ヶ〕

国は、平成19年度から導入された品目横断的経営安定対策等について、着実に推進を図るため、実態に即した必要な改善策を行なうことになりました。その一部を紹介します。

水田経営所得安定対策 (品目横断的経営安定対策) の見直しについて

1. 加入要件の見直し

○面積要件に市町村特認を創設

物理的要件等（面積等）で本対策に加入できない者であっても、地域農業の担い手として「地域水田農業ビジョン」に位置づけられた認定農業者や集落営農組織等で、市が加入相当と認めた者については、国との協議を経て、本対策に加入することができます。

○認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化

○集落営農の法人化指導の弾力化

集落営農組織の法人化や主たる従事者の所得目標等の要件に係る現場での指導については、画一的なものや行き過ぎたものではなく、組織等の実態等を踏まえ、弾力的に対応します。

2. 支援の充実

○収入減少影響緩和対策の充実

加入者の選択により、一度に10%を超える（20%が上限）収入減少に備えた積立金の拠出ができるようになります。

3. 手続きの簡素化・申請時期の集中化

○手続きの大幅な簡素化（申請書類の削減等）

○申請時期の集中化（4月～6月）

申請期間を一定期間に集中させることで、最大年6回の手続きが年2回になります。

○交付金支払時期の前倒し

固定払は、見直し後 7月～8月に前倒しします。
成績払の麦分は、見直し後 年内に支払います。

4. その他

○用語の変更

品目横断的経営安定対策 ⇒ 水田経営所得安定対策

ゲタ ⇒ 麦・大豆直接支払

緑ゲタ ⇒ 固定払

黄ゲタ ⇒ 成績払

ナラシ ⇒ 収入減少補てん

経理の一元化 ⇒ 共同販売経理



農地・水・環境保全向上対策の見直しについて

活動組織が行う採択申請及び報告の事務負担を軽減するため、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、実施の確認のための作業日誌等の資料についても簡素化します。

新しい農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 守心で豊かな老後も！

農業に従事する方は
広く加入できます

税制優遇(特例措置)で
とってもお得です

- ① 国民年金の第1号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

どなたでも加入できます。

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。
(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

農業者年金の財政運営は
安定しています

80歳までの保証付の
生涯年金です

将来の年金受給に必要な原資を、あらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出金であるため、安定した財政運営ができます。

過去5年間の
運用実績は **年 3.45%** です
(平均利回り 平成14~18年度)

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は
自由に選択できます

担い手の皆様(認定農業者等)には
一部国庫補助があります

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに
応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

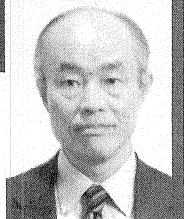
私が推薦します「これからの時代にぴったり」

ファイナンシャル・プランナー
遠藤吉夫 さん

農業者年金は制度と投資の両面から大変優れた商品だと思います。

制度設計面では、①自分のために積み立てる年金であり、いわゆる年金問題(負担増・受給減)がない②国の保険料助成措置がある③所得控除など租税効果が大い④終身保障であるなど、メリットの多い年金です。

長期投資として考えても、①長年にわたって自分のために積み立てる②租税効果が極めて大きく実質積立金額が少なく済む③農業者年金基金が一括で手堅く運用してくれるなど、大変優れた長期投資商品といえます。



(広報誌「のうねん」掲載記事より)

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

◎ 標準小作料について

平成19年～平成21年水稻標準小作料(10アール当り)

区分	収量	標準額	
田	1	557kg	15,600円
	2	547kg	13,400円
	3	542kg	12,300円
	4	537kg	11,200円
	5	527kg	9,100円
	6	517kg	6,900円

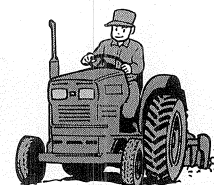
- ※ 標準小作料については、水稻のみの策定を行なった。
- ※ この標準小作料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの小作料とした。
このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとする。
- ※ 標準小作料の適用期間は、平成19年産分から平成21年産分までの3カ年を適用期間とする。ただし、著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとする。
- ※ 射水市全体の平均収量は、左記区分2である。
- ※ 標準小作料は、用水費・土地改良費(維持管理に要する経常的費用)を含めて算出してある。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区については次のとおり。

地区	地 区	標準小作料	備考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	12,300円	上記区分3
	新湊・海老江地区	9,100円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	11,200円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	6,900円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について

〈平成19年～平成21年〉



区分	金額	備考	
賃金	一般作業	8,560円/1日	
	オペレータ作業	1,546円/1時間	
水稻	トラクター	12,200円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	田植機	7,200円/10a	苗委託者負担(苗運搬費含まず)
	側条施肥田植機	8,600円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	19,500円/10a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	11,900円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	18,100円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター	14,400円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	16,100円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金には消費税は含まれていない。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当りの料金である。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できる。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成19年分から平成21年分までの3カ年を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金査定的基础となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとする。